
令和元年度北区子ども・子育て会議第1回支援事業計画部会 議事要旨

[開催日時] 令和元年7月3日(水)午後 6時30分～午後 8時29分

[開催場所]

[次第]

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画の概要について
 - (2) 計画と考え方、区域設定、人口推計、体系
 - (3) 幼児期の教育・保育について
 - (4) 地域子ども・子育て支援事業について
- 3 閉会

[出席者] 神長美津子部会長 伊藤 秀樹 委員 木村 大輔 委員
佐田 義輝 委員 鹿田 昌宏 委員 田辺 茂 委員
香宗我部まゆみ委員 服部 晶子 委員 新保 友恵 委員
手塚 優子 委員

[配布資料]

資料1	子ども・子育て支援事業計画の概要
資料2	計画の考え方、区域設定、人口推計、体系
資料3	幼児期の教育・保育
資料4	地域子ども・子育て支援事業について

【部会長】

定刻になりましたので、第1回北区子ども・子育て会議 支援事業計画部会を開会いたします。本日はこれからすごい雨ふりになるという予報の中、また、全国的には、本当に九州地方は大変なことになっているのですが、こんな天候不良の中ですが、お集まりいただきましてありがとうございます。私はこの部会で部会長を務めます、神長と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この会は、次年度からの5カ年の計画となる北区子ども・子育て支援計画2020のうち、新たな子ども・子育て支援事業計画について審議するため、東京都北区子ども・子育て会議条例第8条に基づき、部会を開催することとしました。

新年度最初の会議ということで、新しく委員になった方もいらっしゃいます。事務局より新しい委員の紹介と出欠の状況、資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

それでは私から、新委員の紹介、そして、欠席委員の確認、配付資料等の確認をします。本日、机の上に、本部会の部会委員の皆様の名簿をお配りしていますので、そちらの上から7番目に、区職員関係行政機関ということで、北区立小学校長会を代表して、従前、平山卓谷端小学校長先生にご出席・ご参加いただきましたが、今回委員の交代ということで、柳田小学校の貝塚一石校長先生が新たに委員になりました。

なお、本日は、貝塚先生は4年生の宿泊行事に同行ということで、欠席のご連絡をいただいています。

新委員の紹介、そして、欠席委員等の確認は以上です。

初めに、新年度ということで、事務局のメンバーが変わりましたので紹介いたします。机の上に本部会の事務局名簿がありますので、そちらをごらんください。

(事務局の交代メンバー紹介)

【事務局】

なお、本日、子どもわくわく課長の氏江章ですが、他の公務がありまして欠席をしています。

新委員のみ紹介で、これまでの委員と事務局メンバーは名簿をごらんください。

改めまして、再度、今回、事務局の変更、あるいは子ども未来部に組織改正がありましたので、そちらについても一言触れたいと思います。この会議は、子育て施策担当課長が所管をしていましたが、子ども未来部の中で、職務分担あるいはそれぞれの職務の変更がありました。今年度からは、私、子ども未来課長が所管をすることになりましたので、よろしくをお願いいたします。

年度初めですので、事務局を代表しまして、子ども未来部長の早川からご挨拶を申し上げます。

【事務局】

改めまして、こんばんは。ご紹介いただきました早川です。先ほど、部会長からもあり

ましたが、本当にお天気が心配な中、また、お仕事等々お疲れの中、遅い時間からお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、終了は8時半を予定していますので、時間の許す限り忌憚のないご意見をいただければと思っております。

この子ども・子育て会議支援事業計画部会ですが、もう一つの次世代育成支援行動計画部会とあわせまして、未来を担う北区の子どもたちのため、今後5年間の子ども・子育て支援計画を皆様とともに作っていくという会議です。

事業量のことや、確保の見込み等、さまざまなことがあるかと思えます。各方面から専門の皆様にお集まりをいただきまして、ご意見をいただき、よりよい計画にしたいと思っています。どうぞ忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは資料の確認をいたします。

まず初めに、本日、机上に配付した資料が4点です。本日の次第1枚、そして、本支援事業計画部会の部会員名簿が1枚。そして、北区子ども・子育て会議の事務局名簿が1枚。本日の座席表が1枚ということで、机上に配付しています。

また、事前に資料を資料1から資料4までお送りしております。また、本日説明の中で北区子ども・子育て支援計画2015の冊子と、30年度に行われたニーズ調査の冊子でご説明したいところがありますので、お持ちでない方はお配りします。

資料の確認については、以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

続きまして、職務代理者の選任を行います。

子ども・子育て会議条例第8条の4項により、部会長が職務代理者をあらかじめ指名することとなっています。そこで、伊藤委員に職務代理者をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】

このたび、職務代理者ということでご指名をいただきました。出番がなければ、それが一番いいのですが、何かあったら心の準備をしておきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

【部会長】

それでは、議事の1、子ども・子育て支援事業計画の概要について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、私から、資料1及びこちらの計画等々を用いまして、説明をさせていただきます。

初めに、本日が年度初めの最初の部会ですので、本部会についての説明をいたします。子ども・子育て支援計画2015の冊子の3ページをごらんください。

3ページにこの計画の位置づけということで、若干補足の説明をいたします。こちらには、子ども・子育て支援計画2015についての位置づけです。図表の中段あたりをごらんください。

一つが次世代育成支援対策推進法に基づき作成する、次代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境整備等に向けて、施策目標、あるいは個別目標を設定し、事業を展開していく、いわば事業計画に当たる次世代育成支援行動計画。これが一つで第4章に記載されています。

もう一つがその下のところ、子ども・子育て支援法に基づく、質の高い保育の提供、また、保育の量的な確保、あるいは地域の子ども・子育て支援の充実のための支援事業見込み量、および確保方策を定めます、この第5章の子ども・子育て支援事業計画です。

子ども・子育て支援計画は以上二つの大きな柱となっています。本日この部会で議論をいただくのは、後段の第5章の子ども・子育て支援事業計画の部分で、教育・保育事業および地域子ども子育て支援事業の見込み量とその確保方策について、ご検討いただきます。

次に、事前に配付した資料1をごらんください。

今、申し上げたことと若干重複しますが、再度この資料でご説明します。この子ども・子育て支援事業計画、先ほど申し上げたように、事業の量あるいは確保方策を定めるものです。根拠法令は今申し上げたところです。

そして、二つ目のダイヤモンドのところ、5年間の計画となっています。今年度策定を目指し、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

2番の市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する事項、こちら黒いダイヤモンドのところをごらんください。

一つ目は、提供区域を設定します。その設定については、さまざまな状況を総合的に勘案し、地域の実情に応じて事業の見込み量、確保方策について区域を定めて計画策定することとなっています。後ほど、資料2で、こちらについての考え方を説明します。

次の二つ目のダイヤモンドでは、見込み量、確保内容、確保方策についてのうち、幼児期の学校教育・保育について定めています。

三つ目のダイヤモンドでは、地域子ども・子育て支援事業計画における13の事業の、見込み量、確保内容、確保方策について記載をする。

以上3点について盛り込むこととなっています。

裏面をごらんください。こちらが見込み量の算出フローのイメージ図です。なかなか細かいところですので、簡略化して、あと少しアンケート調査の結果等々を用いて、全体にかかわる部分のみ説明をします。

まず、見込み量について算定する際には、昨年実施しましたニーズ調査の結果をもとにしています。

また、このニーズ調査の質問項目は、基本的には国によって例示がありますので、その質問事項を踏まえ、子ども子育て会議でご意見をいただき実施しました。

また、この見込み量の算出方法も国から例示されています。北区では、この国の算出方法を基本としつつ、北区の実情などを踏まえて算出しているものもあります。

次に、資料の右上、家庭類型のタイプをごらんください。アンケートでそれぞれの世帯の就労状況のアンケートをとり、このタイプAからタイプFまでの8つの家庭類型に分類し、アンケート調査の統計化をしています。一例で少し説明をします。

このニーズ調査の報告書の255ページを開いてください。255ページの左の上から「宛名のお子さんの保護者の就労状況について伺います」とあります。この問15番において、それぞれの保護者の現在の就労状況を伺い、顕在的な需要量の見込みをこの家庭類型ごとに数を出しているのが、この問15の質問です。

また、この255ページの右側の問16と17があります。こちらについては、この方々が、今後就労の希望、あるいは就労の見込みがどうなっていくかというのを伺いまして、例えば、次年度、フルタイムになる可能性が高いというアンケートであれば、そういったものを潜在的な需要量と考え、これをやはりニーズに足していくというのが基本になっています。

また、256ページ、こちらの例えば、左側の問18は、現在利用している教育・保育の施設や事業の種類をお選びいただいています。こちらを先ほどの現在の家庭状況とかけあわせ、あわせて右側の問19等で今後定期的に利用したい施設や事業の種類を聞いていますので、これを家庭類型ごとにかけて合わせて、ニーズ量として見込んでいきます。つまり現在利用している部分、そして今後就労状況が変わる中でどうしていくのか。あわせて、子どもの数が今増えているところですので、それについても、その増え方をこのニーズにかけて合わせて、ニーズ量を算出していきます。

なお、先ほど、アンケートを基本にしつつも、北区の実情にあわせて算出していると申しましたが、そちらについても一つだけ説明したいと思います。ニーズ調査報告書260ページまでお進みください。

こちらの260ページのアンケートを使い、後ほど説明しますファミリー・サポート・センター事業の統計の数字を出します。こちらについての質問は、次年度、小学生になる、5歳のお子さんをお持ちの保護者の方を対象にした質問で、問29で1から8までの選択肢を選んでいただくようになっています。

ごらんとおり、例えば、1番は自宅、2番は親類、知人、あるいは習いごと。放課後子ども総合プランの学童一般登録等々ということで、主な事業、あるいは主に過ごす場所を選ぶとなっているなかで、6番にファミリー・サポート・センター事業という選択肢があります。ただ、ファミリー・サポート・センター事業は、そこで常時、預かりをするというよりは、送り迎えで利用するというので、これはイコール、ニーズには直結しない部分もあり、補完的なニーズの部分もありますので、例えばこのファミリー・サポート・センター事業について足し上げをすることが、実際のニーズにはなかなかつながらず、北区の足し上げは非常に少ない数字になってしまいました。

そういった部分については、いろんな状況を踏まえて、見込み量を算定しているところでは。

そういった意味では、アンケートによって、かなりのぶれ等がありますので、それぞれの需要量の考え方については、そういった部分があればのちほど説明をしたいと思います。資料1については以上です。

【部会長】

それでは、資料1について何か質問はありますか。いかがですか。

よろしいですか。

順次、説明をいただくということで、次の議事の2の計画と考え方、区域設定、人口推計、体系について、ご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

続きまして、資料2で説明します。

初めに、四角1の子ども・子育て支援事業計画の考え方、こちらについては、先ほど説明いたしましたので省略します。

四角2の区域設定です。国の基本指針によると、地域のさまざまな状況、あるいは条件を総合的に勘案して、区域を定めるようにと示されています。

また、今回についても、大きく国の指針については変更がありません。そのため、事務局案としては、現在の子ども・子育て支援計画2015を策定する際に、当時さまざまご議論をいただきましたので、その考えを引き続き踏まえ、ちょうど下の2行にありますように、現計画と同様の設定といたしました。

具体的には、保育園については3区域。幼稚園、認定こども園は1区域ということで、従前も同様ですが、保育園に関するところのみ王子地区、赤羽地区、滝野川地区の3区域に分ける。

そして、下の地域子ども・子育て支援事業のところは、①から⑬まであります。⑫、⑬については需要量を算定しませんが、⑩の放課後児童健全育成事業いわゆる学童クラブは保育園と同様の3区域を設定し、それ以外については区内全域を1区域で設定をするという案を、今回もご提案をさせていただきます。

戻っていただきまして、四角3の人口推計です。これは平成30年3月に北区で実施をしました人口推計調査報告書の抜粋ですが、これを計画の数字として利用します。

ただ、それぞれのニーズで違う指標を活用する場合がありますので、それについても、事業量の算定の中で、そういった部分があればコメントをさせていただきます。

繰り返しになりますが、この後、量の見込みの推計については、基本的な考え方を踏まえつつ、北区の実態に近い数字の推計がありますので、のちほど資料3、資料4を使い説明いたします。

【部会長】

それでは、資料2についてのご質問がありましたら、お願いいたします。

【委員】

裏面の四角い4で伺いたいのですが、保育園は3地域に分けると思うのですが、幼稚園や認定こども園は1区域というのは、なぜでしょうか。保育園で親御さんが別の区域に通わせるというのは、とても大変だから3区域に分けて考えるというのはわかりますが、幼稚園やこども園も一緒だと思ったので、その実態を教えてください。

【事務局】

5年前の計画のときにも、幼稚園の区域の設定について議論されたことは議事録等でも確認しています。

今、委員からもお話がありましたように、例えば、保育園や学童については、少し狭い区域というのが一般的に考えられます。幼稚園や認定こども園の区域が狭いかどうかは、それぞれ考え方があるかと思いますが、幼稚園はさまざま地域とのつながりがありつつも、区内で全体での行き来という保護者の動き、あるいは子どもの動きがありますので、区内全域で考えてもいいのではないかと事務局では考えたところです。

【委員】

多分保護者の方が、事情に合わせて違う地域に移ることがあると思うのですが、念のため3地域で大きな偏りがないか、ニーズとずれがないか、計算をしたほうがいいのかと感じました。

【部会長】

そのほかにご質問等がありましたら、お願いします。

【委員】

2ページの四角4番について、教えていただきたいのですが、(2)の⑩、病児・病後児保育事業は、対象者は現在0歳から5歳ですが、これは今回の議論の対象者にはならないのですか。

小学生の保護者のニーズ調査において、病気の子どもについてはという調査があったと思うのですが、ここには関係してこないということですか。

【事務局】

この対象や数字の推計の出し方については、国から0～5歳の数字として捉える指針が示されており、基本は0～5歳と判断してこういう数字を出しています。ニーズ調査で小学生以上も同様に、小学生のニーズを資料上取っているかどうか確認させてください。申しわけありません。

【部会長】

それでは、そのほかにありますか。よろしいですか。

それでは、その次に移ります。資料3について。幼児期の教育・保育について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

以降については先ほど申し上げましたように、まず資料3の①の保育園、そして幼稚園の部分について、一括して所管の課長から説明いたします。

【事務局】

資料3の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期について説明します。

まず初めに、(1) 幼児期の学校教育・保育の保育部分です。①の保育園、認定こども園(保育利用部分) 地域型保育について、ご説明します。

まず、こちら保育園の部分は3ページにわたっています。1ページ目は北区全域の部分、2ページ目は、そちらを3区域に分けたページになっていまして、3ページ目が、3号認定こども園、0歳から2歳の子どもの保育利用率のページになっています。詳しくは後ほどご説明します。

まず、1ページ目をごらんください。いろんな数字が並んでいますが、まずは量の見込みの考え方ということで、表の下の部分からごらんください。量の見込みです。表の中では、①の部分になりますが、こちらについては、平成31年4月入所希望者などをもとに、保育園の利用者の利用実績等から算出した入所希望率をもとに算出しました。

量の見込みの次なのですが、確保方策についてです。こちらについては、表の②の部分になりますが、こちらは北区の人口推計及び入所希望率をもとに、認可定員の過不足等を算出し、待機児童を解消できるような確保量を設定いたしました。

なお、31年4月に関しましては、北区全体で待機児童数が119名と、前年度より増加してしまいました。現在、待機児童解消に向けて私立保育所の誘致など行っておりまして、令和2年4月期には、今年6月に開設した園も含め、4園計280名分をこちら②の特定教育保育施設の中に確保方策として見込んでいます。

また、表中に過不足という欄がありますが、こちらが、②から①をひいた数字になります。北区全域では、令和6年度までに関しましては、おおむね100名を超えるような差、つまり余りというような状況になりますが、各地域・地区では、年少人口が伸びている地区もありますので、多少の差異があると考えています。

続きまして、2ページ目をごらんください。こちらが、1ページ目の数字を各地区に分けたものになりますが、地区ごとに過不足の状況が異なっている形で記載しています。

続きまして、3ページ目に移ります。一番下の※印をごらんください。満3歳未満の子どもの数全体に占める保育の利用率については、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、計画の必須記載事項とされています。そのため、こちらの欄を設けまして、例えば北区全域の令和2年の一番左上の数字ですが、4,409という数字が、1ページ目に戻りまして、こちらの令和2年の②確保方策0歳から2歳の6個の数字を足したものになります。具体的に言いますと、3,209、718、260、108、88、26を足した数字が、3ページの4,409という数字になっています。こうして、0-2歳推計人口等を踏まえた保育利用率というのを北区全域と赤羽、王子、滝野川、3地区について記載しています。

一つ目については、以上です。

続きまして、資料3の次ページの幼稚園、認定こども園(教育利用分)について説明します。まず、量の見込みですが、資料にはお示ししていますが、北区の子どもについては、人口推計に基づく対象人口から、ニーズ調査によって導かれたニーズ率を考慮したものとなっています。

現計画と同様に、募集定員に対する北区の子どもの量を除いた部分に関して、北区以外の方の申し込みがあるという想定のもとで数字を出しています。

次に、②の確保方策についてですが、特定教育保育施設というものが、子ども・子育て

支援法に移行した認定こども園と幼稚園という、②の欄の中の特定教育・保育施設となりまして、もう一つは、確認を受けていない幼稚園という部分は、従来型の幼稚園になります。

こちらの数字は、31年4月期現在の各幼稚園等の募集枠について、5年間変わらないものという状況の中、推移しているという指標のつくり方になっています。

雑駁ですが、資料3の説明は以上となります。

【部会長】

それでは、資料3について、ご質問がありますか。

【委員】

量の見込み等、これは、大変ご苦労が多かったと思いますが、10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。その辺の兼ね合いがあって、恐らく数字的には結構動くのではないかという気がします。

2015の計画の場合は、2年後に中間の見直しという形をとったと思いますが、今回も、やはりそのような見直しは、こちらに載っている基準のとおりに行うということでしょうか。

【事務局】

委員からありましたように、まさに10月から幼児教育無償化ということでニーズ量の部分の動きがあるかと思います。

ただ、この時点でなかなかそこまで見込むのは難しいので、ご指摘のように3年後に中間の見直しもするかと思います。必要な時点で、大きく動いた部分についてはそういった検討を進めていきたいと考えています。

【部会長】

そのほかにありますか。

なかなか数字だけを見ていると、見えないところもありますが、皆様でご質問等がなければ、先へ進みますけど、よろしいですか。

【委員】

ニーズ調査、北区全体の子どもの量の見込みを見ていて、過不足のところから、3歳-5歳児で569名、1-2歳で173名、0歳で126名。これは、本当にこの数字を毎年、整理をしていく北区のご努力も大変だなと思いますし、これだけの本当に具体的な整備計画をつくられて、実際やっていくのも大変な量だなと考えています。

また、保育園は今、指定管理を含めて、民間保育園で54園、地方保育園で36園でしたか。結構な数の保育園が、北区のお子さんをお預かりしている。本当に、天井知らずのニーズが生まれてきて、いつの日か供給過多になるのではという懸念も、現場の人間としては考えています。

そんな中で、数が増えることは結構ですが、子どもの処遇や保育士確保など、附随する

問題点も多くあるかと思いますので、それもしっかり計画や保育士確保策など、区で考えてもらえると、現場の人間が、質の高い保育の水準を維持していけると思い、質問というよりも懸念がありますので、ひとつ発言をしました。

【部会長】

貴重なご意見をありがとうございます。

引き続きですが、量の確保、さらには、質の維持・向上ということについては、常に考えていきたいと思っています。

そのほかにありますか。

【委員】

純粹に数字のことで質問をしたいのですが、王子地区の見込み量の推計で、0歳児で令和2年から令和6年まで、全然数的には動かないのですが、3歳から5歳のときは、どんどんふえていって、過不足が出てくるという話ですが、これはずっと0歳が動かないで、3歳から5歳がふえていくのは、全体の人数、小児の人数はふえていくが、0歳児は、そんなに動かないという考え方ですか。なぜ3歳から5歳だけがふえていくのか単純な疑問ですが、教えていただけますか。

【事務局】

まず、見込みの量ですが、こちらの人口推計、北区の30年3月1日の人口推計をもとに算出しており、王子地区に関しては、かなりの人口の伸びが見られるので、3番の数字が出ているところが1点。

委員からご質問がありました0歳に関しては、今、育休制度の制度変更が定着してきたこともありまして、今までは0歳または1歳で保育園の利用を希望しようと思っていた保護者が、1歳や2歳で入っていくというニーズの変化等もあると思っていますので、そのあたりを考慮して数字を出しています。

また、国や東京都で子育て安心プランという、待機児をゼロにしていくという別の計画があります。このプランで令和2年度末に待機児ゼロを目標にしていますので、令和3年4月期までの必要量について見込んでいますが、中間の見直し時点で人口推計の伸びや保育のニーズの変化などを検討して、過剰供給にならないよう計画を進めていければと思っています。

【委員】

みなさんご存じの方も多いと思いますが、保育園の入園待機児、昨年4月の時点で40数名でした。

それで、去年、先ほど部長のご挨拶にもありましたが、200、300名近い入園の枠を設けて新園を開園して設けて、40人待機のところ300人近く増やしたのに、今年は待機児が110何名出てしまった。要するに、人口統計とかなどでは計り知れない、他地域から来た子は保育園に入りやすいなどのうわさが流れて、実際、本当に北区は23区の中でも率先して保育所の入園整備をしていただいた。10年の間。それこそ毎年、300

人、400人、500人という形で整備していただいた。そういう評判は、保護者は一生懸命に情報収集されますから、統計にあらわれない人口流入あたりに、ニーズが生まれてきているということで。行政の量の確保と、新園にどのようにしてそれを解決していかうかと、非常に頭を悩ましていることは、現場の人間としては、お察ししています。今後とも、この数字はどんどん動いてしまう、それはやむを得ないと思っていますので、何年か後に見直しや修正が必要になってくるのではと思います。

【部会長】

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、次の資料の4の13事業のことで。地域子ども・子育て支援事業について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

ここからは、各事業について説明をします。

まず、1ページ目の①利用者支援事業です。これは、事業概要で、子ども・子育て支援の推進に当たりまして、円滑に利用できるよう、情報提供と必要に応じた相談・助言、また、関係機関との連絡調整等を実施するものです。具体的には、①、②、③でお示ししています。

確保方策は令和6年度まで4カ所と書かせていただいています。これは、特定型の利用者支援と言って、特定型の子ども家庭支援センター1カ所、そして、母子保健型、つまり、保健指導の専門職が対応するというので、王子、赤羽、滝野川の各健康支援センター3カ所を合計して、4カ所ということです。

ここで訂正がありまして、1ページの確保方策の中で、母子保健型、子育て世代包括支援センター、ここに「事業」というのがつきます。事業となる王子・赤羽・滝野川各支援センターという形です。

続きまして、2ページです。②地域子育て支援拠点事業です。これに関しては、事業概要ですが、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置しまして、子育てについての相談、情報提供等の支援を行うものです。

具体的には児童館、子どもセンター、育ち愛ほっと館が挙げられます。

量の見込みです。ニーズ調査の結果をもとに算出しています。確保方策は、量の見込みの100%を確保するものです。

【事務局】

続きまして、③の妊婦健康診査について説明します。

妊婦健康診査については、母子保健法第13条で市町村が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことが規定される法定事業です。北区では、国の目安の14回に加えて、超音波検査、子宮頸がん検査、HIV抗体検査を全額公費負担で実施しています。

また、里帰り出産をされている方については、実際に里帰り先でお支払いした金額を後ほど、北区から全額公費負担をしています。

事業量の見込みですが、人口推計から予測した妊婦数に、これまで過去5年間の平均受

診回数10.99回を乗じた回数を量の見込みとしています。

利用の周知ですが、母子手帳交付時に受診券を直接お母様にお渡ししてご案内したり、ママ学級、パパ学級などの機会を捉え、受診の勧奨をしたりしています。

続きまして、④の乳児家庭全戸訪問事業についてです。この事業ですが、母子保健法第11条に規定されている法定事業です。原則は生後4か月までの訪問となっていますが、北区では生後2週間から1カ月の間として、早期に訪問する形をとっています。

訪問については、助産師、保健師、栄養士、歯科衛生士が、その方の状況に応じて訪問しています。

里帰り出産をされている方については、滞在先の自治体に北区から訪問を依頼しています。そして、滞在先の自治体から訪問の結果を文書で報告してもらいます。量の見込み、確保の方法については、資料にお示しのとおりです。

【部会長】

①から④までで一区切りをしまして、皆さんからのご質問をいただき、順次区切りながら進めていきたいと思っています。

ただいまの①から④までのところでご質問がありましたらお願いします。

【委員】

非常に簡単な質問なのですが、なぜ、過不足がゼロになるのかというのを教えてください。ほかのところでは過不足ゼロにならないと思うのですが、②、③、④がゼロとなっています。なぜ、確保方策が④の見込みを上回らないのでしょうか。

【事務局】

まとめてお答えします。①については、あくまでも箇所数ということで数字を出しています。

②については、これは基本的に0-2歳のお子さんをお持ちの方が、児童館や子どもセンター、あるいは育ち愛ほっと館、子ども家庭支援センター等々のそういった来館による利用ということです。こちらについては、基本的に定員を設けず自由来館であり、講座についてもそこでご遠慮していただくということにはしておらず、十分確保されているということです。逆に、児童館の定員があるかということではないので、十分確保されているということで、本来であれば、若干プラスの部分もあるかと思いますが、ここではこのように書かせていただいています。

また、③と④については、対象者を全て同様に実施しなければいけない事業ですので、全員を受け入れられる体制を整えているということで、逆にプラスにならない数字を示しています。

【委員】

ほかの後ろの事業では、キャパシティーというか、これだけの人は全部受けられますという数字を載せていたと思いますが、なぜか②、③、④、⑤は、これだけ受けられますという数値を計算していないのでしょうか。今までは実績上きっと大丈夫だろうというのは

わかりますが、例えば、地域子育て支援拠点事業だったら、年間でこれだけは大丈夫だろうという数値は計算できるような気がします。それを計算しないのはなぜでしょうか。計算が結構難しいからということですか。

【事務局】

例えば、②の地域子育て支援拠点事業は、現計画では三角（不足）が出ています。講座数や人数を計算してお示ししていますが、今回精査した中で、先ほども申しあげましたように、基本は自由来館ですので、例えば、きょうの午前中に何々児童館に0－2歳のお子さんをお持ちの方が100名来るかもしれません、120名かもしれませんが、その方々に講座を今日はできませんとってお帰りいただくような状況になっていないことを踏まえ、数字を出しています。ほかの事業でマイナスやプラスが出ているところがありますので、わかりにくいところは注釈を入れるなど検討したいと思います。

【委員】

ゼロと書かれると、ギリギリなのかと思ってしまいますので、従来どおりやっていたら大丈夫だろうということ注釈していただければ、誤解がないかと思います。

【委員】

今、お話で、いわゆる対象者全員に設けられるという話ですが、今まで実際に、その全戸訪問とか妊婦健診とかで、いわゆる全家庭にというはずですけど、実際には受け入れ側の問題で、やっぱり訪問ができない、あるいは妊婦健診に来ない人の率はどのくらいか。ほぼ100%に近いのか、意外と5%から10%なのか、どうでしょうか。

【事務局】

受診率というかカバー率のご質問ですが、まず健康診査については、大体の平均が10.99回ということで、14回マックスのところを11回受診できていると。

その中で当然少ない方、多い方があると思っていまして、正確な数字はきょうは資料を持ち合わせていませんが、やはり最初に母子手帳を交付するところが入り口と考えています。その後、さまざまな事業の中で受診の勧奨に努めているというのが、一つの基本的な考え方です。

それから、全戸訪問の部分については、90%の高い実施率ではありますが、ご指摘のとおり連絡がつかないという場合があります。

その場合については、最低3回はこちらから電話連絡を入れまして、相手がお忙しい場合には、電話の中で経済的あるいは健康的な状況など聴き取って対応しています。

【委員】

今回は、予定量の見込みなので余り関係ないかもしれないですが、妊婦健診を受けない、全戸訪問をさせてもらえない、ワクチンを受けないというような方がどうしてもいるので、そのパーセンテージなどがわかれば、また違う方策で役に立つのかなと思ひまして質問しました。

【部会長】

確保というところでは、全部来ても大丈夫ですよという数値だと思うのですが、実施する中でいろいろな課題があるかと思しますので、引き続き様子を見ながら、もし必要であればご報告をいただくということによろしいですか。

あと、何かこれに関して、質問はありますか。

よろしいですか。

それでは、⑤からお願いいたします。

【事務局】

それでは、5ページ、⑤の養育支援訪問事業です。

事業概要は、さまざまな原因で養育の支援が必要とされる家庭に、指導・助言、また、家事の援助を行うものです。

量の見込みとしては、過去の訪問家庭数の割合の実績から推計したものです。

確保としては、量の見込み100%を確保します。これも、ニーズというのではなく、実績から挙げた推計、また、人口の増加に伴って推計したものです。

続いて6ページ、⑥子育て短期支援事業、いわゆるショートステイです。

事業概要。一時的に養育が困難となる場合、児童福祉施設で一時的に預かるものです。

量の見込みはニーズ調査の結果をもとに算出しています。泊まりがけで家族以外に子どもを預けなければならない際に利用したか、留守番をさせたかという、その平均日数を乗じたものです。

確保方策は、1日当たりの利用定員をトワイライトステイと合わせて5人としています。実績から見ますと、ショートステイの利用は5人のうち3人なので、年間の開所日数に乗じて算出しました。

続いて7ページ、⑦の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）の就学児の利用です。

事業概要としては、育児の支援を受けたいお子さん、乳幼児、小学校就学児。乳幼児は、ここには入っていません。サポートしたい会員の相互援助活動です。有償ボランティアです。

量の見込みについてですが、ニーズ調査によると見込み量が非常に過少だったため、実績から見込み量を算出しました。6歳から11歳の人口に対する利用割合の平均を推計人口で乗じました。

確保方策は、全体では600人いるサポート会員のうち、1年間に1回以上活動したサポート会員160人でしたので、その160人が月6回活動するとして推定したものです。それを全体の利用のうち就学児の利用割合である4割を乗じました。

【部会長】

それでは、⑤から⑦までのところでご質問がありましたらお願いします。

【委員】

教えていただきたいのが、例えば⑦（ファミリー・サポート・センター事業就学児）、これは北区全体でやっているのですが、地区ごとにしないのは何か理由がありますか。具体的に、例えばファミリー・サポートで、私が住んでいるのは浮間なのですが、そこでは支援を行うサポート会員が全然なくて、登録に行ったけれど使えないらしいというのを聞いて、結局今まで1回も使わずにいます。

なので、地区ごとに偏りがあるのであれば、地区ごとに出したほうがいいのかと思いましたが、いかがですか。

【事務局】

確かに、浮間地区はサポート会員の比率が低い地域ですが、ここでは地区ごとの算出はしていません。近所のサポートは必要ですので、細かくみれば本当に実態はそうです。もう少しサポート会員や地域ごとに、今後もきめ細やかに募集をかける必要があると感じているところです。

【事務局】

個々のファミリー・サポート・センター事業の地域の偏在について、二つに分けて話をしたいと思います。先ほど、区域設定については、保育園と学童だけ3区域。残りは全域を1区域ということでお話ししました。北区全体の量を考えていくときには、まずは全体を見ていきますが、区域を細かくすればするほど精緻になっていきますので、サービス提供の段階で、今、委員からお話がありましたように、課題が出てくることがあります。

今回ですと、今、登録会員の地域遍在、あるいはここでは出てきていないですが、そもそもファミリー・サポート・センター事業の使い勝手がどうなのかというご意見もあると思います。そういった部分については、量ということではなくて、先ほどから出てくる質ですとか、内容で工夫する必要がありますので、ここでは確保方策ということで一例を書いています。いろいろな取り組みの内容の課題については、今のようなご意見も踏まえて課題の整理や方向性についても反映していきたいと思っています。

【委員】

そうしていただけたらいいなと思います。

ただ、過不足で520プラスと書いてあると、大丈夫そうだということで余り議論に挙がらないような気もしましたので、心配がありました。

【事務局】

このファミリー・サポート事業は、これまでもマッチングのところで地域的な遍在があるというご指摘をいただいております。ここではどのようにサポート会員をふやしていくのか、使い勝手をどのようにより良くしていくのか、あるいは周知をどうしていくのか、より使いやすい事業となるようにこれらの課題を事業の検討の中で考えたいと思っています。

【委員】

⑤の養育支援訪問事業。これはその前の④と違って、これは何かしらいろいろ事情があ

って、養育に問題がある方に対しての指導なので、おそらく一軒一軒時間がかかりとても大変だと思うのですが、実際全部対応するのに、今、どのくらいのスタッフが、どのくらいの時間をかけてやっているのか。

こういうのは、どこの地域でもいろいろ問題ケースが多く、スタッフが足りなくてアップアップしているのを実際たくさん見えていますので、北区では今、実際に実動している人はどのくらいで、その人たちは専任なのか、どのくらいこの仕事に対してかかわっているのかというのは、いかがでしょうか。

【事務局】

養育支援訪問について、30年度の実績は802件です。

まず、子ども家庭支援センターの職員が、虐待、養育困難家庭、虐待のおそれのある家庭、そういう方を訪問していますが、それが、802件中の477件です。この中には、居所不明だということで、一回だけの訪問もあります。つまり職員がいろいろな家庭にアウトリーチをしながら、指導、また、見に行くというケースです。

そしてもう一つ、残り345件ですが、これは家事援助をおこないます。家事が不得手で、子どもさんの養育が余り上手ではない親御さんに、ヘルパーを派遣して家事援助をしてもらいます。それが345回です。家庭数にしますと、そのヘルパー派遣をした家庭数は、16家庭です。

【委員】

その477件は、大体職員さんは、何人ぐらいで対応されているのですか。

【事務局】

477件は、子ども家庭支援センターの相談にかかわる職員で対応しており、去年ですと12名でやっていました。

【委員】

比較的、北区では十分な人数をかけているということでしょうか。

【事務局】

十分かどうかは、基本的には、家庭訪問をするときは、職員が2人1組で参りますので、かなり大変さはあります。一人で行くわけではありませんので、大変忙しい思いをしています。

【委員】

では一人で20～30件ほど案件を抱えているのでしょうか。もう少し少ないでしょうか。

【事務局】

もっとあると思います。国では児童相談所の一人の児童福祉司につき、約40件として

いく目標があります。職員はそれよりも多い件数、すぐに数字は出てこないのですが、もっと抱えているはずです。

【委員】

場所によっては、本当にすごい数の案件を一人が抱えていて、軽い案件と思っていたら実は違ったということもあります。北区はその人数を聞いて、まだちょっとだけ安心しましたが、もっと拡充していければいいなと本当に思っています。

【部会長】

そのほかに、ありますか。よろしいですか。

それでは、続きまして、⑧から⑩をお願いいたします。

【事務局】

8ページからご説明します。⑧、一時預かり事業です。

事業概要については、保育園や幼稚園等で一時預かり等を行っている事業です。

私からは、幼稚園の一時預かりについてご説明します。幼稚園については、本来教育時間は、多少前後がありますが、おおむね午前9時から午後2時までとなっています。その前後に預かり対応するという事業です。

量の見込みについては、ニーズ調査の結果をもとに算定をしています。各私立幼稚園ではある程度の定員等があると思いますが、定員については、利用者の対応をいただいていることから、過不足はゼロという形をとっています。

また、ことしの10月から幼児教育無償化が始まり、一時預かりの利用料助成が始まる予定です。こちらについても、ニーズ等は延びていく可能性がありますので、現在の見込みと乖離が生じるようであれば中間の見直しで見込みを変更していきたいと思えます。

【事務局】

私からは、幼稚園以外の一時預かり保育について説明します。

通常保育園や幼稚園等に在籍していない就学前の児童について、保護者の一時的な都合、例えば、病気や介護、その他さまざまな事情によりお子様の保育ができない場合に、保育園、ファミリー・サポート・センター等でお子様をお預かりするといった事業です。

量の見込みについては、ニーズ調査の結果をもとに算出しています。3歳以上の児童については、ほとんどの児童が幼稚園、もしくは保育園に在籍しているといった状況を考慮して、0-2歳児のみを対象としています。

次に、確保方策ですが、待機児童解消に伴い保育所が開所されると開設が進み、そういったことを踏まえて確保量を算出しています。

計画の中では、毎年不足が生じる形になっていますが、平成27年度、28年度の実績を見ますと、利用が1万人強でとどまっています。実際このニーズ調査では、4万を超えるニーズがあるのですが、実際には1万人強、そういった方での受け入れというのは、できている状況です。

ただ、保育園における預かりの状況を見ましても、例えば、ここで預けたいといった保

護者の方の希望。そこに、既に受け入れ可能数が埋まっていたり、また、この日に預けたいといった日に、園で大きな行事があったり、職員の体制がなかなか整わないといったことで、全ての利用規模に対応できる状況をつくり出すことは、現状ではやはり困難なものがあると考えています。

しかし、恒常的に4万のニーズに対して、深刻な確保方策の不足が続くとは、考えていないところです。

一定のニーズに対しては、引き続き対応できるよう、さらなる円滑な事業実施ができるように、保育事業者との皆さん方と話し合いを重ね、円滑な利用が図れるよう検討していきたいと考えています。

次に、延長保育事業です。保育園の通常開所は、おおむね18時15分までとなりますが、その時間を過ぎても、お子様をお預かりするといった事業です。量の見込みでは、ニーズ調査の中からある程度日常的に延長保育を利用される方を対象としています。

表では不足が生じていない形になってはいますが、これまでも子ども・子育て会議において委員の皆様からご意見をいただいているとおり、利用の希望者に対して、供給が不足しているといった状況があるものと考えており、事業の拡大についていろいろ課題はありますが、引き続き検討すべきものと考えています。

また、今回、量の見込みにおいては、そのアンケート調査の中で、19時以降の利用希望者に絞っていること、そういった部分についても場合によっては再考し、数値の変更等もあり得るものと考えています。

最後、⑩病児・病後児保育です。病気と体調不良のため、保育所や幼稚園に登園できない児童の保育を行う施設であって、病児・病後児保育については、現在区内で1カ所、北医療センターで実施しています。また、病後児保育については、専任の看護師がいますキッズタウン東十条保育園で実施しています。

どちらの施設も、現在その利用希望に対して定員がいっぱいでお預かりすることができないといった事態は発生しておりませんが、特に病児保育は区内に1カ所しか整備できていないということで、遠くにお住まいの方がなかなか利用しにくいといったことが課題と考えていますので、今後施設数の増を検討していきたいと考えています。

確保方策については、その計画をまとめる段階について、ある程度その事業の実施が見込まれる形、そういったものを反映できるよう、今後、検討していきたいと考えています。

【部会長】

それでは、ただいまの説明について、⑧から⑩までですが、ご質問がありましたら、お願いいたします。

【委員】

今の⑩の説明を伺って、基本的なところですが、確保方策のこの数字の意味というのは、今のところ実施のめどはたっていないが、これぐらい整備したいという目標のようなものと理解してよろしいですか。

それとも、実はこの計画はあって、何となくできているんだけど、今の時点では公表し

ないというものなのか。どうやってお聞きしたらいいのか教えていただきたいです。

【事務局】

今現在、北医療センターに1つできていて、他の地域については、実際にその候補地を検討していますが、まだきちんと公表できる段階ではない状況だとご理解いただければと思います。

【部会長】

難しいところです。この数字の裏にある、この増加しているというのがどういう意味なのかという、貴重なご質問でした。

あと、ありますか。よろしいですか。

それでは、その次の、⑪から⑬をお願いいたします。

【事務局】

12ページで⑪、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）について、まず、一番下の※のところからご説明します。各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望する全ての児童を受け入れることが難しいため、1年生から3年生までの児童の育成を行うことになっています。4年生以上の児童の育成は、北区では放課後子ども総合プラン一般登録の特例的な利用で実施しています。

表に戻ります。そのため北区全域というところは、1年生から3年生の見込み量とその確保方策の過不足について記載しています。下段の4年生から6年生については、参考として見込み量を記載しているとご理解ください。

量の見込みについては、学童クラブの利用実績等から算出した利用希望率のもとに算出しました。また確保方策は、人口推計及び学校ごとの利用希望率のもとに、各年度の定員の過不足等を算出し、待機児童を解消できる必要な確保量を設定しています。

なお、31年4月期は学童クラブの待機児童が80名で、その解消策として、令和2年4月期に200名の定員増を含めた人数を確保方策の中に含めています。

また、こちらについては3区域ですので、13ページ、14ページが各区域の状況についての表を記載しています。

【事務局】

15ページ、実費徴収に係る補足給付を行う事業について、ご説明します。

こちらは、子ども・子育て支援法第59条第3号に規定する事業に関して行うものです。

内容は、事業概要に記載のとおり、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して、保護者が払うべき実費徴収に係る日用品や文房具、そういった物品の購入に対する費用に対して助成する事業です。

北区では、幼稚園、認定こども園に通う世代で生活保護を受けている世代に支給していますので、実績としては平成30年度1名、29年度は0名で、利用が少ない状況です。

【事務局】

最後になりますが、16ページ、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業についてご説明します。

まず、この事業については、二つメニューがあります。

一つ目は、新規参入施設等への巡回支援です。こちらについては、保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。北区でも新規参入事業者がいた場合は、良質、かつ適切な教育・保育の実施に向けて、支援を行いたいと思います。

続きまして、二つ目。認定こども園特別支援教育・保育経費についてです。特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園に受け入れて職員の加配を行った場合に、対象のお子さんの人数や条件などを満たすとその加配の費用を補助します。

【部会長】

それでは、ただいま⑩から⑬までのところでご質問がありましたら、お願いします。いかがですか。

【委員】

⑩の学童クラブですが、見込み量が少ないように感じるので、質問です。

先ほど、委員がおっしゃったように、北区は保育園に預けやすいとランキングによく載っていて、それはすごくうれしいことなのですが、ファミリー世帯のマンションができると、保育園に入る2歳ぐらいの子がたくさん来るとというのが、見えていて思います。すると、その子たちが小学1年生になる令和4年度か5年度になるとは思いますが、見込み量がそんなにふえているようになっておらず、この数で大丈夫かなというのが感想で、その点教えていただけたらなと思います。

【事務局】

まず、実績については、31年4月期で2,980人の定員を設けています。その中で、利用するという方は2,600名。80名が待機児童になっています。

それが量の見込み、1年生から3年生の部分になりまして、こちらの学童クラブ北区全域の部分を見ていただいていると思うのですが、その令和2年が2,699名から、令和6年が3,015名ということで、感覚的なものでいくと、委員の見解では伸び率も含めて見ていないのではないかとのご意見だと思います。これについては、それぞれの学校の利用実績等から算出した数字となっていますので、今後見込みとのかい離が生じた場合は中間見直し等で見直すことと、保育園の利用率等も含めて、今後精緻な数字の精査ができればと考えています。

【委員】

待機児童が全くいませんというのと、待機児童がちょっとでもいるのと、結構印象が違ふと思います。私の娘が行っている小学校では、今年は学童の待機児童がいません。でも、前には待機があったので、やはりお母さんたちはすごく心配しています。出席率が悪いと3年生のときに待機児童になりやすらしいから、行く用事はないが学童にとりあえず行

かせて、出席率を上げないといけない。そのように先輩お母さんに教えてもらったりして、そうなのかという感じで、心配だねという話をよくしています。見込みが少し甘かっただけで、例えば待機児童が30人いましたというだけで結構なインパクトがあり、もしそこに自分の子どもが入ったらとみなさん思うと思うので、甘目ではなく大目に見ていただいたほうがいい気がします。

【部会長】

それに関してお願いいたします。

【事務局】

これは、先ほどの保育やファミリー・サポート・センター事業と同様です。北区全体、あるいはこの3区域に分けたときに、数字では不足が出ていませんので、総数としては足りているように見えます。

ただ、例えば、学童クラブでいきますと、A小学校の子どもは、A学童クラブしか使えない。実質的に移動ができませんので使えない。これは35の小学校単位で行くと、例えばB小学校では40名空きがあってもA小学校では1名入れない。それを足し算してしまうと、39余っているように見えてしまう。人口の動向については人口推計で見っていますが、総数にしたときに、このニーズがちょっと甘いのではないかというご指摘ですが、推計を踏まえ、量を拡大していくという前提の数値となっています。

ただ学校ごとに見た場合は、待機の学校が若干出ている。その待機が出ている学校については、非常に足りないというイメージを持って、どの学校でも全部不足になるのではとのご心配されるお気持ちはわかります。

この計画は全体の話ですので、本来それぞれの学童、小学校ごとの対策は、個別の対応の中で毎年度考えていくこととなります。学校ごとで考えるのか、北区全域で考えるのかということで、数字の捉え方の見込みが甘いとお考えになることがあるかと思いますが、遍在の状況が全体として不足が出ない計画としています。

【委員】

私の子どもが通っている小学校にちょうど待機児童が出ていて、来年3年生になるときに学童に入れないと思っており、この問題をととても切実に感じています。学童クラブはその全体で見たときに数で足りているように見えるというのであれば、そもそも議論をするときに、地区別ではなくて小学校別で議論していかないと、計画として余り意味がない気がします。小学校でふやそうとしていても、教室がないとか児童館がないとか、そういった理由で整備が難しいのは事情としてあると思いますし、変な場所に子どもを預けたくないと思いますので、無理はしないでもらいたいです。ただ計画を立てていくときに、この区分けで妥当なのでしょうか。

【事務局】

35の小学校区域に分けるとするのは物理的に一番近い数字と思いますが、個別の計画と全体的な計画ということでは、北区全体を今後5年間に向けて全体の量をまず把握する

という計画になっていますので、今回も295名の定員拡大をしているように、毎年度実態に合わせて拡大していくということを区の施策事業としてやっていくべきだと思います。

それとは別に、大きな視点で全体を見る中で、こういった3区域で見込み量を出していくのが、ベストではなくてもベターなのかと思います。

ただ、今のようなお話は、昨年度私も学童クラブを担当している中で同じような話をしていますので、この計画がそういった量の遍在があるということに記載すべきだと思います。

【部会長】

よろしいですか。

全体の量を、どう見ていくのかという、少し大きな見方で捉えていくということで、お願いしたいということです。

【委員】

私どもも、卒業したお子さんが学童クラブに入れなかった。「先生、どうしよう、一人で預かってくれませんか」という声を、たまに聞きますが、保護者の皆さんが安心して子育てできるという環境をつくることも、我々こういう仕事に携わる者の大切な役割だと思います。小学校の地域によって足りているところと足りないところがあるかと思いますが、ぜひ地域の皆さんでご意見を頂戴して、学童クラブを希望する皆さんが利用できるような形を、マクロの世界でさせていただければいいのではないかと考えています。保育園も、待機児解消策で定員弾力化を私どもやっています。それはもちろん厚労省基準を重視しての話なのですが、学童保育さんも定員弾力化などうまく工夫して、利用してもらえよう算段をすれば安心して子育てができる。

要するに、北区は、住みやすい、育てやすいという、全体の印象にもつながっていくと思いますので、ぜひご努力をいただければ、保護者の皆さんに喜んでもらえると思っています。

やはり満足度が、住みやすさということに連動してくるのではと考えますので、保育園も保護者の皆さんに満足してもらえようように、数だけでなく内容もともなった保育を提供しなくてははいけない。

ただ、協議の話題になっています、学童保育も数の問題。また、内容についても、利用される保護者の皆さん、子どもたちに満足してもらえようような形をつくっていただけるように努力したいと思っていますので、よろしくお願いします。

【委員】

実際に、今、自分のお子さんが小学生のご家庭では、学童クラブと放課後子ども総合プランでは、意味合いがわかると思うのです。なぜ、一つの学校の中に、学童クラブと放課後子ども総合プランには、1年生は登録すると恐らく9割以上は登録していますよね。その数よりはるかに大きいです。1年生の約9割が、その放課後子ども総合プランの中に、枠の中に入っていますよね。

ですから、やっていることは、学童クラブの放課後総合プランの1年生が、やっていな

いって、同じようなことをやっていますよね。それが、何で二つに分かれるということがあったか。ずっと私は素朴に思っているんですが、何かそれも、所管が違うのか、いろいろあるかと思いますが、その点だけひとつよろしくお願いします。

【事務局】

王子第一小を除いた全校、放課後子ども総合プランが導入されました。

小学生、特に低学年登録率は、学童クラブの方も基本的に登録いただいているので、ほぼ100%に近い数字となっています。

また、そこでの事業内容は、北区は一体運営ということで、学童の子も一般登録の子も、分け隔てなく一緒に遊べる時間をできるだけ多くということで、一緒に活動を増やしています。

ただ、本質的にそれぞれの事業が、これは、文科省と厚労省と言ってしまうと、それまでなのですが、基本的に学童クラブは、保護者がいない部分についての、要は家庭の支援という意味、家庭に代わるものということで、これは、生活の場と言っています。

要は、家に帰るのと同様に学童クラブに「ただいま」と帰ってくる。そこで例えばクールダウンのために宿題をやって、その後、みんなで少し班活動をして、今度は一般登録の子どもと一緒に遊んで、最後また「さよなら」という形で、家庭と同じような実施で行っていく。

一方、一般登録の部分については、あくまでも居場所ですので、それぞれの子どもが、自分の居場所として学習をしたり、遊んだりという活動をする。機能としては、実際の本質が違うものとなっています。

また、今回のアンケートにもありましたが、やはり放課後子ども総合プランというと、何となくイメージはわかるけど、今みたいな詳しい話までわからないので、もう1年生になったら、保育園に預けていた人は、全部学童だという保護者もいます。

ただ、もう夏休みを過ぎてしまうと、一般登録で十分という方もでてきますので、そこは区の説明がなかなかうまくいっていない部分もあるかと思います。今回、全校導入になっていますし、毎回、導入の際には、説明会を開催していますので、この部分で実際は、放課後子ども総合プランの一般登録で十分だという家庭も、意外と多いので、この辺のお話については、引き続き丁寧に説明をしつつ、本当に学童クラブで遅い時間まで、家庭にもある生活の場として預かってほしいという保護者のニーズにも応えられるように、先ほど、委員からお話があったように、可能な努力を引き続きしたいと思っています。

【委員】

王子地区の令和5年度と令和6年度、過不足1となっています。これは多分学校ごとに見ると定員を超えてしまうということも出てくるとは思いますが、今後の対策等をとられていたか教えてください。

【事務局】

子ども環境応援担当課長です。王子地区については、先ほど説明がありましたが、王子第一小学校が現在学校内に学童クラブをまだ設けていない、改築中だということもあります。

すので、まだ数カ所で学童クラブ等を運営している状況です。

その王子第一小学校の改築後を見据えた計画というのは、また、中間の見直し等で実施していかなければと思っています。また人口推計の中では、王子地区の伸びがかなりありますので、大規模マンション等のある程度のニーズも含めて数年後には状況等も見えるかと思えますので、それを踏まえて待機児童が発生しないような形で今後とも計画したいと思っています。

【部会長】

それでは、そのほかにご質問がありましたら、お願いいたします。

【委員】

先ほど、わくわく☆ひろばの話が出たので教えていただきたいのですが、私の子どもが通っているところでは、わくわく☆ひろばは大体5時くらいまでで、学童が7時くらいまでです。子どもを預けるときには大体かなり遅くなるので、わくわく☆ひろばだと夜の5時から7時の間に家に一人であることになり、危ないなと思っています。そう思っている保護者は割といると思うのですが、わくわく☆ひろばの時間を延ばすということはやられていますか。

【事務局】

放課後子ども総合プラン一般登録は、冬時間は4時半までですが、通常5時までということで、あくまでも子どもたちが居場所として遊んだり、学んだりできて、そのままご家庭に帰るのを原則にしていますので、預かりではありません。その時間までしか放課後子ども総合プランの一般登録では実施しておりません。

学童クラブは基本6時までですが、その前に帰る方もいますし、7時まで延長して保護者の方がお迎えに来るという方もいます。

ですので、学童クラブを利用している、その放課後子ども総合プランの一般登録の時間で帰る方も中にいると。そういった方については5時までで十分だと。生活の場と居場所の差というような説明を差し上げました。

【委員】

本当は、5時から7時の間家に一人である子どももいて、学童クラブの定員を満たしながら、早く帰ってしまう子がいて、それで先生たちが6時以降に結構からっぽの学童にいるという状況を見ていると、何かもったいないなと思いますので、もし、学童が不足している学校については、例外的な対応をとるような検討をしてもらえると、ありがたいなと思います。

【事務局】

即答できないところですが、例えば、今、待機児童が発生しているところについては、待機児童特例ということで、6時までお預かりしている学童も可能のところについては事業者と調整をして、現在やっています。

ただ、そこまでできていない学校がまだ1校、実はありますが、基本的には待機児解消ということで、これは緊急的な措置として、少しでも長く預かるような努力をしています。ただ、それも7時まで延長にはならないので、そういった事業の趣旨ですとか、運営の安全性ですとかも含めて検討課題と考えております。

【部会長】

そのほかにご質問がありますか。

それでは、以上で本日の議題は終了です。

最後に、事務局から、今後のスケジュールについて、ご案内をお願いいたします。

【事務局】

スケジュールの前に、ご議論をいただいた意見を踏まえ、若干コメントをしたいと思えます。

まず、先ほど、ご質問をいただいて確認がとれなかった病児・病後児保育のアンケートの件ですが、これについてニーズ調査報告書の268ページをごらんください。左上の問17で、これは小学生のお子さんをお持ちの方の問の中で、お子さんを病気やけがで学校を休ませなければならなかったとき、どうしましたかという類似の質問がありますが、これを病児・病後児保育のニーズとして集計しておりません。

これは、例えばこういったニーズがあれば新たなサービスを検討するための材料にしたりするために選択肢を設けていると聞いていますので、現時点ではそういった集計をしておりません。

病児・病後児保育に近い、こういった困ったときのニーズの数字になるかと思えますので、それはまた、病児・病後児とは別の形のニーズということで捉えたいと思えます。

全体的な話の中で、数値の中で、今回10月からの幼児教育、保育の無償化の部分。これはなかなか難しいので、中間の見直し等々で整理をすることになると思えます。

また、例えば、先ほど、病児・病後児保育ですとか、学童クラブで、定員の拡大等々が数字上に見える事業もあるかと思えます。

これはまさに今北区では、区の基本計画を同時進行で見直しています。基本計画の方向性と整合性を図っていきますので、そこは引き続き精査して、今後変更点等があれば、その中でお示しできればと思っています。

また、もう一点です。きょうのご議論の中で、量の話が中心ですが、ご意見にあったように、質という話、これは本当にまさに、今回の計画のキーワードになっています。先に開催しました次世代育成支援行動計画部会でも、一つの視点で、質の確保・向上というところを議論しました。先ほどのさまざまな事業における質の確保というところは、この中で盛り込んでいきたいと思っています。

また、部会ごとではなくて、全体の子ども・子育て会議が7月31日にありますので、そこで今の進捗についてお示ししたいと思っています。

最後に、スケジュールの確認で、本日の次第の一番下をごらんください。今、申し上げたように、第26回子ども・子育て会議が7月31日の水曜日開催です。本部会と先に開

催した次世代の部会について進捗の確認をこちらでいたしますので、違う部会のお話についても、ご意見承りたいと思っています。

また、こちらは参考ですが、本第3期の子ども・子育て会議の委員の任期が7月末までです。8月1日から新たな委員の任期が2年間ということで、現在、それぞれの推薦団体への依頼、あるいは公募委員の選定を行っています。

その後、第27回子ども・子育て会議、こちらでこの計画全体の素案をお示しできたらと思っています。10月1日を予定しています。

その次の第28回子ども・子育て会議、こちらで、おおむねこの会議でご審議いただいた答申案というものを完成させたいと思っています。会議は11月を予定しています。

なお、もう一つの次世代育成支援行動計画部会について、第2回が9月11日に開催予定ですので、参考にお示ししました。

【部会長】

ありがとうございます。

皆様のご協力で、ちょうど時間までに協議を終わることができました。ありがとうございます。

最後に、委員から、閉会の挨拶をお願いいたします。

【委員】

きょうは、お疲れさまでした。会議に参加していつもお話を聞いていると、北区で保育園の整備を、真面目に一生懸命に、子ども・子育てに関する計画というものを練って、それが充実していているということをよく感じています。と同時に、そういった保育園の整備が充実してくと、それがほかのところに評判が広まり、さらに北区にどんどん人が入ってきて、さらにニーズが高まってということがあるのかなと、きょうお話を聞いていました。

ニーズ調査や人口推計は、人口がふえるリスクがある中で、今回の推計よりも、さらに上に行ったときに、それでも大丈夫かということをいろいろ検討しながら進めていく必要があるのかなと思いました。

これからも大変なかじ取りになると思いますが、充実した施策が進むことを祈っています。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、きょうの会議を終わりたいと思います。足元が悪くなる予定ですので、どうぞお気をつけてお帰りください。